

(第一類 第十六号)

第一回 国会
衆議院

財政及び金融委員會議録第三十六号

昭和二十三年一月十八日(火曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長代理 島田 孝吉君

委員 中崎 敏君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

委員 島田 孝吉君 島田 孝吉君

る法律案(内閣提出)第七號)

請願

一 賠償税新設に關する請願(坂東幸太郎君紹介)(第八號)

二 非戦災家屋税を財産税不課税者に課税の請願(坂東幸太郎君紹介)(第二一號)

三 印刷業に對する製造課税撤廢の請願(小峯柳多君外一名紹介)(第一五五號)

四 フィルムに對する物品撤廢の請願(福田繁芳君紹介)(第一六〇號)

五 電氣税撤廢の請願(前田榮之助君紹介)(第一六二號)

六 映画館入場税撤廢の請願(福田繁芳君紹介)(第一六三號)

七 休業料理飲食店に對する課税の減免及び延納等に關する請願(本多市郎君紹介)(第二四號)

八 樂器、蓄音器類に對する物品税率輕減の請願(早稻田柳右二門君紹介)(第二四號)

九 時計類に對する物品税率輕減の請願(赤松勇君紹介)(第三〇八號)

一〇 ミシン及びミシン針に對する物品税率輕減の請願(赤松勇君紹介)(第三〇九號)

一一 増加所得税額再審査申請即時處理の請願(林大作君紹介)(第四八八號)

一二 望遠鏡等に對する物品税率輕減の請願(福田繁芳君紹介)(第五五〇號)

一三 理髮營業税撤廢の請願(堀川靜雄君紹介)(第九〇八號)

一四 漆器の物品税率輕減の請願(原孝吉君紹介)(第一〇二五號)

一五 關係方面使用の土地家屋の課税基準に關する請願(櫻内義雄君紹介)(第一一四號)

一六 伊勢崎市の罹災民に對する減免の請願(鈴木源平君外三名紹介)(第一一三八號)

一七 休業料理飲食店に對する課税の減免及び延納等に關する請願(庄司一郎君紹介)(第一二六號)

一八 廣島市及長崎市の復興助成の請願(北村徳太郎君外七名紹介)(第七六七號)

○島田委員長代理 會議を開きます。金融機關再建整備法の一部を改正する法律案に對する質疑は全部終了いたしましたので、これより討議採決を行います。

○中崎委員 本法律案に對しましては、討論を用いずしてただちに採決に入られんことをお願いいたします。

○島田委員長代理 ただいま中崎委員から、本案に對する討論を省略いたしましたので、これより採決を行います。動議がありましたか、いかがいたしますか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○島田委員長代理 では討論を省略いたします。これより採決に入ります。本案に賛成の諸君は起立を願います。

〔議員起立〕

○島田委員長代理 起立議員。よつて

本案は原案の通り可決いたしました。

○島田委員長代理 次に請願の審査に

はいりたいと存じます。

日程第一〇、ミシン及びミシン針に對する物品税率輕減の請願、文書表第三〇九號、日程第九、時計類に對する物品税率輕減の請願、文書表第三〇八號、日程第八、樂器、蓄音器類に對する物品税率輕減の請願、文書表第二四號、この三つの請願は先般すでに紹介者から説明されておりますが、これに對しまして政府當局から意見がまいつております。ミシン及びミシン針に對する物品税率輕減の請願につきまして、紹介議員赤松勇君に對します當局の意見といたしまして次のようにまいつております。御趣旨は充分了承されるのであるが、ミシン及びミシン針に對する物品税率は、百分の三十であるが、他の物品に比し必ずしも高率に失するとも考えられない。又本品に對する課税によつて著しく需要を制約しているとも思われなから、税率の引下げは、ただちに稅收に影響を及ぼし減收を來す虞れもあり、かつ、他の課税物品と別個に、本品のみの税率引下げは、課税の權衡を失する虞れもあるから、今ただちに課税の輕減を圖ることは困難である。という意見であり、また時計類に對しましては、同じく紹介議員赤松勇君であります。これに對する意見は、「時計が文化的な生活には必需品であることは認められるが、現行物品税の課税がただちに企業

の再建を阻害しているとも思われな

い。よつて税率の引下げは、ただちに稅收に影響を及ぼし、減收を來す虞れもあり、かつ他の課税物品と別個に本品のみの税率引下げは、課税の權衡を失する虞れもあつて困難である。なお、外國に輸出する物品に對しては、物品税免除の取扱ひをしては、

さらに樂器類及び蓄音器類に對する請願につきましては、紹介議員早稻田柳右二門君に對する意見は、「御趣旨の物品が文化生活の上に必要なものであることは認められるが、財政需要増大の現状、及び物品税法に規定されている地の物品との權衡等を考慮するときはひとりの本品のみに對して税率を二割に輕減することは困難である。なお外國に輸出する物品に對しては物品税を免除している。」「というふうな當局の御意見であります。要するに御趣旨の方は十分了承しておるけれども、ただちに税率を引下げることは、財政的の意味におきまして稅收に影響を及ぼすのみならず、他の課税物品と別個に本品のみの税率引下げは課税の均衡を失する。大體三つの請願に對しまする當局の御意見というものは、さういふ意味において共通と思ふのであります。この問題は、御承知のように新憲法におきますこの新國會におきましては、請願というものが、たいへん重要な意義をもつておりますので、當局の御意見はかようでありますけれども、本委員會としましては、少くともこの三つの請願に對しましてどういふふうな取扱ひをなすか、皆さんの御意

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

見を伺いたいと思います。

○中崎委員 この際動議を提出いたします。本請願の重要性に鑑み、本請願は議院の會議に付するを要するものとして採擇せられんことを望む次第であります。

○島田委員長代理 ただいま中崎委員から、本三つの請願に對しましては、委員會として採擇すべきものであるという御意見であります。が、皆さんの御意見はいかがでありますか。

〔異議なし〕賛成と呼ぶ者あり
○島田委員長代理 では異議なしと認めまして、本委員會におきまして三つの請願を採擇することに決しました。

なおただいま委員外の方でございますが、松原君の次君から、私が先ほど讀みました大藏當局の三つの請願に對しまして意見につきまして、若干の質問を許してもらいたいということでありまして、委員外でございますが、いかがでございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○島田委員長代理 それでは松原君。

○松原君の次君 委員外であります。が、お許しを得まして、二大藏當局に御質問を申し上げたいと思ふのであります。先ほどの政府の御意見によりまして、議題になりましたところの三つの物品が、今日の税率を課することによつて、何らその生産に支障がないという御意見でありますけれども、それは今から三箇月ないし五箇月の状況でありまして、今日實情は、もはや時計にいたしまして、またミシン針にいたしまして、著實にいたしまして、實は今日の實際經濟界における限界價格に達しております。

この税金があるかないかということ、は、その需要に大きな關係を及ぼしておる實情であるのであります。すなわち同じ三割、五割、八割と申しまして、その價格が千圓以下の時代においては、たとえば八割で八百圓であつたけれども、今日五千圓、六千圓というものに對する税金に至りましては、三千圓あるいは四千圓というような税金がかかつておられますために、著しく需要を阻害いたしております。この内地需要があることによつて、初めてこれらの生産を健全に續けていくことができ、そして平素健全なる企業體を維持することによつて、初めて外國からの注文にも、すなわち輸出品として應ずることができるのであります。内地の需要がなく、その業態が非常に衰えておる際、あるいはほとんど需要がなかつたならば滅亡に瀕するといふやうなことになるに際して、いかに外國から輸出の引合ひがあらましても、これに應ずることができない。この意味において内地需要によつて健全なこれらの業態を維持しつつ、何となくも輸出ができる状態においていたしたいといふことが、この請願の一つのねらいなのであります。今日經濟界の實情が、もはや購買力の限界價格にきております。この税金が引下げられるかどうかといふことは、この業界がうまく立つていくかどうか、ひいては輸出の適格業として立つていくかどうかといふやうな岐路に立つておるのであります。この點に對しても大藏當局は、やはり先ほどの御意見の御認識をもつておられるかどうか。それからいまいとミシンの問題でありますが、ミシンには御承知のよう

にいわたる家庭用ミシンと純然たる工業用ミシンがあるものであります。工業用ミシンは家庭には使われておらないのであります。主として最も日本の輸出産業の重要な一つとなつておりますところの、雜貨類の製作に専門に使われるものであります。かような工業用ミシンなどは、いわば鐵工業における旋盤であるとか、ボール盤とかいふやうなものと同じく生産財であるのであります。この生産財に物品税をかけるということは、これは物品税全體の精神から矛盾を免れない。従つてこれはもう初めから物品税をかけるべき種類のものではないと私は信じております。そこで大藏省も、工業用ミシンに對しては免税の取扱ひのできるやうな法律の條文を、初めつておつたのでありますけれども、途中から家庭用ミシンと工業用ミシンの間の區別がつきににくいといふやうな考えで、工業用ミシンの免税の取扱ひをしないといふやうな通達を發しておられるようであります。しかし、われわれもつてしますれば、工業用ミシンと家庭用ミシンは、明らかに區別がつくものが多い。中に二、三區別のつけ難いものがあるといふ状態なのであります。そもそも先ほど申しします通り、工業用ミシンに物品税をつけること、それ自體がすでに税制の精神から申しまして矛盾なのでありますから、これはよろしくそのもとに遡つて全廢すべきものであり、少くとも全廢に至るまでは、全面的に免税の條文を生かして、そして免税の取扱ひをすべきものだと考へるのであります。この點に對する大藏當局のお考えを承りたい。

○前尾政府委員 物品税の現在の税率が、生産を阻害するといふは考へていないといふことは、答辯いたしておるのであります。その後別に變りはないといふことも、もちろん物品税が安いといふことは望ましいことではあります。また物品税をつかまして價格が高くなることによつて、全然生産阻害といふことがないといふ言ひきれない問題であるうかと存するのであります。しかしこれらの物品の現在の實際のやみ價格と申しますか、取引されております價格は、公定價格を上まわつて取引をされておるのが實情だと考へるのであります。しかも比例税率でありますので、他の定額税率によりましては、物價の改訂に伴ひまして、常に引上げをいたしておる次第であります。比例税率でありますので、税率は變更はせずにおりますが、すでにこの三月におきまして、それ／＼一割程度引下げたのであります。しかし最近の財政事情といふことから考へますと、當然政府の費用も、物價の改訂、あるいは人件費に伴ひまして増大いたしますので、それに對應するためには、税率を變更せずして、結局價格の改訂に伴つて、それに對應する自然増収といふものが得られて、均衡がとり得るわけでございます。これをただちに引下げるといふことは、われ／＼として現在考へられない次第でございます。もちろん千圓の場合の八百圓ないし五百圓といふ場合と二千圓の場合の千六百圓といふことにおきましては、金額は違ふのであります。しかし全般の價格の中において考へます場合には、非常に負擔が重くなつた感と與へることは事實でございますが、仔細に考へてみる場合には、當然御辛抱願わなければ

ばならぬといふやうに考へておる次第でございます。もちろん當初に申し上げましたように、税率が低いことは望ましいことではあります。またその中でもいろいろ物品について考慮すべき物品もなきにしもあらずといふやうに考へておりました。たとえば樂器、蓄音機のごときにおきましては、乙類といふやうな區分を設けまして、最高の十割から八割に引下げるといふやうな措置もやつた次第でございます。が、現在としましてはこの八割程度の負擔は特に奢侈品——文化的ではございますが、一般の人がすべて買得るというやうな品物ではございませんので、八割の程度におきましてはやむを得ない、またミシン等につきましても現在三割でございます。三割の税率といふことにつきましては、最初にも申し上げておきますように、必ずしも高い税率といふわけにはまいらないものと思ふのでございます。なおまた輸出に對しまして、これらが將來に備へるために、税率が高いという御説でございますが、輸出する場合におきましては免税をいたします。その前に、もしこれを補助するといふことがあれば、それは當然補助金として出すべき性質のものでございます。結局において税金が、これは需要者の方で負擔すべき税金でありますので、製造者が負擔するわけではございません。従いましてもし補助金といふやうな意味合いであれば、それは價格を引上げるなり、あるいは別個の形式で政府が補助金として出すべきものであります。これを需要者がその程度の負擔をしていただくといふことは、やむを得ないといふやうに考へておる次第でございます。

す。

次に第二の問題でありますミシンの工業用のものに對する免税ということにつきましても、すでに税法において、物品税全額に工業用のものを免税いたしております。しかしミシンとかミシン針につきましては、實際上につきましては、工業用であるか、工業用でないかというところが、殊に製造者の手許においてはつきりすることは非常に困難であります。しかしそれが明確に區分し得られるということに相なりますれば、當然免税すべきものだと考へておる次第でございますが、非常に困難であるというよりも、ほとんどすべて工業用と考へられる場合が、もちろん家内工業というふうな意味合いで、内職的な工業用と申しますが、そういうことにお使いになることがあるかも知れません。その大部分がやはり家庭用というふうなお使いになつておる場合が非常に多いと思ひます。しかし、御趣旨については、結局税法の運用でありますので、なお研究いたしまして、できるだけそういう工業用の免税すべきものに對しては、なるべく區分いたしまして、適正に免税をしていくということに、努力いたしたいというふうに考へております。

○松原喜之次君 ただいまの御答辭のうち、私の先ほど取上げた問題と關連したところで、私の肺に落ちない點が一、二ありますので、重ねて御質問いたします。

第一は、輸出産業としてこれらの産業は育成されなければならない産業であるが、補助金等の手段によつて、これを別に税金以外の部面で育成するという方法があるということでありまして、けれども、實際上價格の點におきましても、その他補助金の點におきましても、とうてい現在の實情においては、これらの狀態を救うに足るだけの手段は講じ得られないのであります。また私先ほど申しましたもはや限界價格に達しておるといふのは、實際最近の實情でありまして、政府の方ではマル公以上に賣買されているというふうな考へられておりますけれども、最近ではマル公を切つて賣買されておるといふのが實情でありますから、なおよくその點はいろいろの參考にお調べをお願いしたいと思います。それから工業用のミシンと家庭用ミシンの區別がつかないということでありまして、それははいわゆる家庭用ミシンという種類のものにおいて區別がつかないのでありまして、家庭用ミシンと言われている中、工業用に使用されておるものがあるということがあります。工業用ミシンというものは、初めからたとえばオーバードラックというふうなものは、日本廣しといえども一臺も家庭用には使われておりません。全部工業用に使用されておるのであります。そういう種類のものが實際上相當種類あるのではありませんから、これをはつきりと認識していただくかと思ひます。工業用ミシンを想像される場合に、先ほど申しましたように工業用ミシンの免税をやめろというふうな指令が出た理由があるものであります。これははつきりとしたしておりますので、なおよくお調べになつて、もしそれがはつきりしておれば、ただちにその免税をとりやめろというその指令をとり消されるように希望いたしますが、その點に關する御意見をお承りしたいと思います。

○前尾政府委員 補助金の問題は、補助金でいくべきものだとおっしゃることを申し上げたのであります。補助金を出すか出さないかという点については、これは別個の問題だと考へるのであります。要するに消費者が負擔するのでありますので、税金としては税金でとる。生産者價格が非常に引合えない、あるいは將來の育成に備へるというふうな意味であれば、當然補助金の方でいくべき性質のものであるということをお申し上げた次第でございます。また公定價格以上に上まわつておるものがあるか、最近においてははないというふうな御趣旨でございますが、それはものによりましては、あるいは最近の價格の引上げに伴つて、情勢はかなりかわつてはおるとも思ひます。しかし一時期的にはそういう場合がありまして、大勢としては現在の大勢から考へますと、やはり公定價格を上まわるといふような實情ではないかと考へておる次第でございます。

次に工業用のミシンにつきまして、ただいまお説の、特にその種類によつて、たとえば靴に用いますミシンとか、そういうものにつきましては性質上免除すべきでないかというふうな考へておりますが、その點はなお研究いたしまして御趣旨に副いたいと考へております。

○赤松委員 この請願を紹介いたしました紹介議員といたしまして、ただいまの主税局長の御答辭の中に、はなはだ適當な御答辭がありましたので、私はちよつと伺ひしておきます。公定價格を上まわる、いわゆるやみ價格で販賣している事實がある。大勢としてそうなつていふような御意見であります。確かに若干の横流しのあることは私も認めますけれども、たとえば樂器類等におきまして、やみ價格で販賣しているというふうな事實は全然私には考へません。今日では全體の情勢ではそういう情勢はありません。主税局長は一體どういふ事實によつてそういう御答辭をなさるか。業者を代表いたしまして主税局長のその事實を示していただきたい。

○前尾政府委員 私の答辭としていうのは一般的に申し上げた次第でありまして、樂器、蓄音機等がやみ價格で賣られておるかということについては、そういうふうな奢侈的な濃度の強いものが、むしろ最近公定價格を下まわつておる場合もあるかと考へるのではありませんが、全般において、大勢としては公定價格を上まわるといふような情勢にあるということを申し上げた次第であります。もちろん税金は私も安いとは思つておりませんけれども、しかしとにかく現下の財政事情なり、そういうことを考へれば、高くても辛抱していただかなければならぬというのが實情でありまして、物品税總體にわたつて、當初物品税はほんとの奢侈品に對して課税しようというところでありましたが、次第に擴張され、現在はほとんどすべてが必需品しか製造されないというふうな状況にありながらも、なおかつ物品税の制度をやつていかなければならぬ。場合によつて賣上税的な色彩をもつていふような次第でありますので、その點は御承願したいと思います。

○島田委員長代理 次に、休業料理飲食店に對する課税の減免及び延納等に関する請願につきまして、庄司一郎君の御説明を求めます。

○庄司一郎君 ただいま議題に供していただきました本請願の趣旨はきわめて簡單でございます。その要點を申し上げるならば、本年の七月の政令によつて、全國百三十七萬戸の料理店並びに飲食店の業者等にわたつて、本年の年末まで料飲業の營業をストップ命令をくだしたのであります。この結果、これらの業者の家族並びに従業員の總數が、約六百萬人であると業者は述べておるのであります。このストップ命令を受けた直後において、中には多少他の業に轉業したものもございますけれども、大部分は、この政令通り明年の一月の元日より再許可になるものという、待機態勢の状態におるものであります。しかるに税金の方は所得税において、あるいは營業税において、相變らず本年の上半期前後において、税務署あるいは市町村役場等より徴收をされておる。ただいま命令によつて營業を失つておる關係上、積極的の收入がない現在の情勢に鑑みて、政府におかれ、あるいは地方廳、都道府縣等において、本年の所得税並びに營業者の大幅の軽減を願ひたい。あるいはある點においては全然免除を願ひたい。または一定期間の延納を認め願ひたい。さらに増加所得税の未納分に對しましては、これまた營業ストップの業者の收入減の事態に鑑みられまして、軽減あるいは免除、さらにその業者の實態においては、延納をお認めいただけるような、臨時の措置をとつていただきたいというのがこの

るとして、これは課税を撤廃せられ、印刷業の彫刻は製造であるという見解のもとに課税を撤廃されております。

これはまた公平の原則はなほ正しいものと存するものであります。なおこれに類似の例をあげますと、製本業、染色、理髪業等々枚舉にいとまなく、これらはみな行爲であるとして課税を撤廃されました。思うに印章はわが國においては昔から信證の確信用具として、公私ともに日常重要な必需品でありました。特に官公署の需要数量は、その六、七割を占めますので、従つて課税の大半は公衆にあらずしてかえつて官公署の納税負擔となるがごとき奇觀を呈してあります。顧みれば昨年前述のごとく税制改正にあたりまして、再三撤廢方を陳情いたし、さいわい關係當局の御理解を得ましたのであります。と、きつて豫算案上程通過のため、遂に廢止に至らず、實に遺憾にたえないのであります。現下わが國再建の途上、國民の負擔すべき義務は数多く、わけても納税の義務はその最たることは、私も全國六千同業といえども常に十分自覺しておりますが、不合理なる課税はいかんとし、承服いたしかねるところであります。よつて類似業者とひとしく、公平なる取扱ひをお願いいたしたいと存する次第であります。何とぞ本課税が廢止になりましますよう請願いたす次第であります。

○島田委員長代理 次は電氣撤廢の請願、文書表第一六二號、紹介議員前田榮之助君の説明を求めます。

○前田榮之助君 この電氣税に關する請願は、代表者は日本發達電氣株式會社の總裁大西英一君になつております。

そのほか全國の九配電今社の代表者がらの請願でございます。しかし私は特に申し上げておきたいのは、これは日本發達の他の電氣株式會社の代表者が、その事業を代表して請願してゐるのみならず、衆議院電氣委員會において、いろいろ取扱つてみました経過によりまして申し上げますと、電氣産業労働組合からも、この電氣税反對の陳情を受けたり、また全國の電氣事業家、工事事業家からの反對も出ております。なお國民運動として最近展開されつつありますところの、電氣の各縣都市の協議會等においては、至るところにこの電氣税反對の聲を聞いておるのであります。かような國民的な聲のもとに電氣税の撤廢がなせられておるかというところを、ひとつ委員會におきましても、政府當局におきましても御了解を得たいのであります。電氣税は私が申すまでもなく戦時中、昭和十七年に國稅として戰費調達のための課税として課せられたことのあるのであります。終戦後、二十一年にこれは廢止になつておるのでございます。電氣は衆議院におきましても、過般の電力危機突破の決議が本會議で通過し、またその後ろ／＼電氣に關する自由討議が行われて、政府もこの十一月十四日の閣議において電氣の問題を議せられておりますが、わが國産業中の最も重點的に考へられておつた石炭同様に、重要な産業であることを認められておるのでございまして、しかしこの電氣税は國稅を廢止された後に、地方税として廣島、岡山、その他の數府縣において、地方財源を求めておるのでございまして、しかしこれを政府當局が認可されておるのでございます。私はそこ

に政府當局にも責任があると思つてのであります。これが石炭同様の必要な基礎産業であるということが、ほんとうに認識されておるならば、もし石炭に税金をかけたならばどうなるかというところを、ちよつとお考えを願つただけでもわかると思つて、石炭のむしろ税金をかけるどころでなく、國が多額の費用を投じて、補給金等を出して生産をさせておる。電氣は反對にその産業へ餘分な税金までおつかふせてその産業に對して重荷をかける。こういうやうな不合理があるべきはずはございません。なぜさうになつておるかというところは、すなわち電氣という基礎産業がいかに重大であるかということに、認識の相違ができてきておるのじやないかと本員は想像するのであります。かようなことで日本の産業の復興等はとうてい行われなかつたと思つておられます。要するにかようなことで地方税にいたしまして税金をかけるますと、結局は大眾負擔の課税に轉嫁されることではございまして、今日の千八百圓ベースが非常に問題になつておりますが、かようなことがめぐりめぐつて國民生活の壓迫となること、これは當然なのであります。かような惡税を、地方税にいたしまして、許可すべきものではないと思つております。なお電氣に關しましてこういう負擔がかれることは、今日非常に困窮する點を、時間がありませうから、さういふことは省略します。今日の電氣産業が石炭産業と比較したしまして、石炭は非常に經濟的に採算が合はなかつた。電氣はそれに税金をかけるだけ餘力があるとお考へになること

は非常な誤りなのであります。この電氣に關しまして今も新しい電源開發等によつて、今の産業に力を入れようといはれます。今計算された計算では、とうていできないのでございまして、さういふ點等はつづきに説明することは省略しますが、ひとつお考えを願つて、この税金の問題に對して御考慮を願いたいと思つてあります。

電氣税の惡税であるという點もいろいろあげたいと思つてございまして、電氣はすでに生活の中で最も重要なものであることは、今日の電氣の非常な危機に面しておる點から御了解できると思つてございまして。要するに石炭、米その他住宅、衣料等と同じやうに電氣はわれ／＼國民生活に必需品となつておるのことでございまして、これに税金をかけることではない。政府がこれを補助金とか、補給金とかいふものを加えてまでも助けねばならぬ事情であることは申すまでもないのでございまして。ただちにこの御許可になつてゐる地方税等につきましては御考慮を願いたい。なお今後各府縣から認可の申請があると思つて、これは決して御許可にならないやうに、ひとつ御配慮をお願いいたしたいのでございまして。申し上げたいことは多くございまして、時間をお急ぎのやうでございまして、簡単に申し上げておきます。が、どうか委員會におきましてこの點十分御考慮の上、御採擇をお願いするにとともに、政府當局にも十分この點に御察察の上、電氣課税の撤廢方をよろしくお願い申し上げる次第であります。

○島田委員長代理 本日はただいま數件の請願の説明を終りましたので、この採擇すべきや否やにつきまして、なるべく早く委員會において決定しまして、そしてしかるべくとり上げたいと存じます。

なお先ほど決定いたしました金融機關再建整備法の一部を改正する法律案が、あるいは本會議に緊急上程になるかもしれないと存じますので、それに対する取扱ひ方あるいは報告書に關しましては、理事の方に御一任願いたいと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島田委員長代理 では本日はこの程度で散會いたします。

午後零時十六分散會

〔參照〕

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

改正の骨子は、大體次の三點である。

第一は、未拂込資金の拂込責任は指定時(昭和二十一年八月十一日午前零時)の株主がこれを負うというところ。

第二は、指定時株主の責任は、その株主が個人であるか法人であるかによつて責任の態様を異にしてゐるというところ。

第三は、指定時後の新株主が、その株式の取得に當つて再建整備法による未拂込資金の拂込徴收のあるべきことを豫想しなかつた者である場合には、その新株主が失權によつて蒙つた損失は、直接の課

渡人に對し求償をなし得、逐次指定時株主までこの求償を及ぼしめるということである。

次に解散金融機關の清算人の作成する財産目録及び貸借對照表並びに債權者に對する債權の申出の催告は新勘定に關するもののみに限定して舊勘定については清算措置を採らないこととする。

又新勘定に屬する債務の辨濟は、舊勘定の再建整備による最終處理が完了するまで停止し、最終處理完了後に一般原則による清算措置を進行せしめることとした。

二、議案の可決理由

今回の改正案は、金融機關の再建整備に伴う未拂込資本金の徵收及び再建整備中に解散した金融機關の措置に關し、新に規定を設けたのであるが、何れも大體において適切妥當のものと認め可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和二十二年十一月十八日

財政及び金融
委員長 北村徳太郎

衆議院議長松岡駒吉殿